

尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年4月24日(木)14時00分～15時50分

2. 開催場所 尾道市役所 4階 委員会室1

3. 出席委員 16人(委員総数19人)

会長	18番	金藤 祐治	12番	村上 智彦	
副会長	_____		2番	上峠 数博	3番 中司 邦弘
委員	_____		6番	村上 正	7番 中司 善章
	4番	植原 宗哉	9番	崇 訓親	_____
	8番	櫻本 訓由	13番	吉原 正紀	14番 松森 智
	11番	佐々木 崇	16番	江田 敏道	17番 米田 健一
	15番	中司 睦枝			
	19番	渡邊 直行			

欠席委員 3人

1番	松浦 徳和	5番	山田 清	10番	高橋 泰登
----	-------	----	------	-----	-------

4. 農地利用最適化推進委員の出席 13人(推進委員総数18人)

_____	青山 基裕	迫 勝善	行廣 文徳	深見 和志	_____
金野 省三	小川 隆三	源田 芳教	_____	奥本 浩己	_____
_____	柏原 始	藤岡 正宏	向井 猛	中田千種郎	蓼原 勲

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案(審議事項)

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第21号 非農地証明申請について

審議事項(2) 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

審議事項(3) 「違反転用に係る対応方針」及び「農地法第51条の規定による処分又は命令を行う場合の判断基準」の策定について

第3 議案(報告事項)

報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について

報告第13号 農地法第5条第1項第6号の規定による転届出に対する受理について

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

第4 その他

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 光伸

事務局職員 高橋 知佐子 土本 充 木田 健太 豊田 詞也

7. 農林水産課職員

主田 孝弘

8. 会議の概要

会 長	あいさつ（省略）
議 長	<p>それでは、議事に入らせていただきます。本日の出席者の報告をさせていただきます。 委員総数は19名で、本日の出席委員は16名、定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。</p> <p>議事録署名は8番・櫻本 訓由委員、9番・宗 訓親委員にお願いします。</p> <p>農地利用最適化推進委員は、18名中、出席委員は13名です。</p>
事務局	<p>それでは、議案第19号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 （議案第19号、申請番号42番から62番までを議案書をもとに説明）</p> <p>申請番号42番、権利の種類は期間4年間の使用貸借権の設定です。 申請地は美ノ郷町中野の2筆、現況地目は田、面積は合計で1,066㎡です。 貸し渡し理由は農業経営の規模縮小、借り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。 なお、当該農地は、水稻栽培をする申請となっております。</p> <p>申請番号43番、権利の種類は期間3年間の使用貸借権の設定です。 申請地は美ノ郷町本郷の2筆、現況地目は田、面積は合計で940㎡です。 貸し渡し理由は農業経営の規模縮小、借り受け理由は新規就農者としてです。 なお、当該農地はマコモを栽培し、粉末状のお茶などに加工してイベント会場などで販売する申請となっております。 申請番号42番と43番の申請については、4月4日、上峠委員、迫推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号44番は、申請が取り下げになりましたので、議案から削除します。</p> <p>申請番号45番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は木ノ庄町木梨の4筆、現況地目は畑、面積は合計で400㎡です。 譲り渡し理由は遠隔地につき耕作不能、譲り受け理由は相手方の要望によるです。 なお、当該農地は、カボチャ、大豆を栽培する申請となっております。</p> <p>申請番号46番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は木ノ庄町木梨の2筆、現況地目は田、面積は合計で428㎡です。 譲り渡し理由は遠隔地につき耕作不能、譲り受け理由は所有農地と隣接し利便性を高めるためです。 なお、当該農地は水稻を栽培する申請となっております。 申請番号45番と46番の申請については、4月3日、金藤委員、行廣推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号47番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は浦崎町の1筆、現況地目は畑、面積は568㎡です。 譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は新規耕作者としてです。 なお、当該農地は自家消費用の野菜を栽培する申請となっております。 この申請については、4月4日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました</p> <p>申請番号48番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は高須町の3筆、現況地目は畑、面積は合計で351㎡です。 譲り渡し理由は高齢につき耕作不能、譲り受け理由は新規耕作者としてです。 なお、当該農地は、自家消費用の野菜（お寺の行事で振る舞う大根など）を栽培する申請となっております。</p>

申請番号49番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は高須町の1筆、現況地目は畑、面積は564㎡です。
譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地は、キャベツ、白菜などの野菜を栽培する申請となっております。
申請番号48番と49番の申請については、4月4日、渡辺委員、深見推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号50番、権利の種類は期間20年間の使用貸借権の設定です。
申請地は御調町丸河南の6筆、現況地目は田、面積は合計で4,900㎡です。
貸し渡し理由は農業経営の規模縮小、借り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地は水稻栽培をする申請となっております。
この申請については、4月7日、松森委員、小川推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号51番から55番までは関連案件のため、一括してご説明いたします。
権利の種類は売買による所有権移転及び期限の定めがない使用貸借権の設定です。
申請地は御調町貝ヶ原、御調町大原の計14筆、現況地目は田が12筆、畑が2筆、面積は合計で10,038㎡です。
譲り渡し及び貸し渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け及び借り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
今回の申請は、農地所有適格法人の要件を満たしている法人が、所有権移転及び期限を定めない使用貸借にて耕作をするという申請で、田では水稻を、畑では玉ねぎを栽培する申請となっております。
申請番号51番から55番までの申請については、4月7日、貝ヶ原地区は宗委員、金野推進委員、大原地区は櫻本委員、源田推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号56番、権利の種類は期間3年間の使用貸借権の設定です。
申請地は御調町貝ヶ原の1筆、現況地目は田、面積は1,682㎡です。
貸し渡し理由は相手方の要望による、借り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地は水稻栽培をする申請となっております。
この申請については、4月7日、宗委員、金野推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号57番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は向島町の4筆、現況地目は畑、面積は526㎡です。
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地では、玉ねぎ、レタス、エンドウ豆を栽培する申請となっております。
この申請については、4月4日、中司睦枝委員、中司善章委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号58番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は因島中庄町の2筆、現況地目は畑、面積は合計で290㎡です。
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は新規耕作者としてです。
なお、当該農地では、自家消費用の玉ねぎ、じゃがいも、柑橘を栽培する申請となっております。
この申請については、4月8日、松浦委員、須山推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号59番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は因島洲江町の3筆、現況地目は畑、面積は合計で1,539㎡です。
譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地では柑橘を栽培する申請となっております。
この申請については、4月9日、米田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号60番、権利の種類は贈与による所有権移転です。
申請地は瀬戸田町名荷の1筆、現況地目は畑、面積は1,120㎡です。
譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は使用貸借していた農地を自己所有するためです。
なお、当該農地では柑橘を栽培する申請となっております。

申請番号61番、権利の種類は売買による所有権移転です。
申請地は瀬戸田町林の1筆、現況地目は畑、面積は276㎡です。
譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。
なお、当該農地では柑橘を栽培する申請となっております。
申請番号60番と61番の申請については、4月9日、佐々木委員、向井推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号62番、権利の種類は期間10年間の使用貸借権の設定です。
申請地は瀬戸田町高根の1筆、現況地目は畑、面積は491㎡です。
貸し渡し理由は農業経営の規模縮小、借り受け理由は所有農地と隣接し利便性を高めるためです。
なお、当該農地は柑橘を栽培をする申請となっております。
この申請については、4月9日、植原委員、中田推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号42番から62番までにつきましては、農地法第3条第2項各号に規定する不許可事例には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。
補足説明・意見等のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号42番から62番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第19号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
(議案第19号、申請番号61番から70番を議案書をもとに説明)

申請番号61番、申請内容は売買による所有権の移転です。
所在は木ノ庄町木門田の1筆、地目は田、農振農用地区域外、905㎡の転用計画です。
申請地は都市計画区域外にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分はその他2種に該当します。以降、同様の農地を「その他2種」と説明させていただきます。

転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル200枚、発電量49.5kwが計画されています。

譲受人は、福山市に本店を置く主に太陽光関連設備の設置等を営む法人であり、この度申請地を取得し、太陽光発電設備として使用したいというものです。

申請番号62番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は木ノ庄町畑の1筆、地目は田、農振農用地区域外、105㎡の転用計画です。

申請地は都市計画区域外にあり、農地区分はその他第2種に該当します。

転用目的は宅地拡張で、庭敷きが計画されています。

譲受人は、この度申請地を購入し、住宅の庭として使用したいというものです。

申請番号61、62番については、4月4日、上峠委員、迫推進委員と事務局職員で申請代理人立会いのもと、現地調査を行いました。

申請番号63番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は御調町本の全3筆、地目は畑及び田、農振農用地区域外、2,758㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル170枚、発電量49.5kwが計画されています。

譲受人は、大阪市に本店を置く太陽光発電事業を営む法人で、申請地を取得して、太陽光発電設備を設置したいというものです。

本件は、FIT制度の対象外の事業となっております。

申請番号64番・65番につきましては、転用事業主が同一のため一括して説明いたします。

申請内容は、いずれも売買による所有権の移転です。

所在は御調町本及び御調町大蔵の全4筆、地目は田、農振農用地区域外、1,499㎡と818㎡の2か所の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

転用目的はいずれも太陽光発電設備で、太陽光パネル158枚、発電量49.5kwが計画されています。

譲受人は、岡山市に本店を置く太陽光発電事業を営む法人で、申請地を取得して太陽光発電設備を設置したいというものです。

本件は、FIT制度の対象外の事業となっております。

申請番号63番から65番の申請については、4月7日、宗委員、金野推進委員と事務局職員で、申請代理人立会いのもと、現地調査を行っております。

申請番号66番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は向東町の2筆、地目は畑、農振農用地区域外、432㎡の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

転用目的はキャンプ用地で、テントスペース兼駐車場4区画が計画されています。

譲受人は向島町に本店を置くバイクや自転車のレンタル事業等を営む法人で、この度申請地を取得して、車両レンタル事業利用者が利用するキャンプ場として計画されています。

請番号67番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は向東町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、155㎡の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

転用目的は駐車場用地で、駐車場3区画が計画されています。

譲受人は大阪市に本店を置く自動車販売業等を営む法人で、この度隣接する建物を取得し、申請地を駐車場として利用したいというものです。

申請番号66番・67番の申請については、4月4日、中司睦枝委員、中司善章委員、林原推進委員と事務局職員で、現地調査を行っております。

申請番号68番、申請内容は売買による所有権の移転です。

所在は向島町の全3筆、地目は畑、農振農用地区域外、1473㎡の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。

転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル168枚、発電量49.5kwが計画されています。

譲受人は三原市に本店を置く太陽光発電事業を営む法人で、申請地を取得して、太陽光発電設備を設置したいというものです。

本件はFIT制度の対象外の事業となっております。

申請番号69番、申請内容は売買による所有権の移転です。
所在は向島町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、99㎡の転用計画です。
申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。
転用目的は庭敷及び駐車場2区画が計画されています。
譲受人は大阪市に本店を置く不動産業を営む法人で、このたび、隣接する建物を取得し、申請地を庭敷及び駐車場として一体的に利用したいというものです。

なお、申請地は一部が既に庭敷及び駐車場として利用されていることから、申請に際しては顛末書が添付されております。

申請番号68番・69番の申請については、4月4日、吉原委員、奥本推進委員と事務局職員で、現地調査を行っております。

申請番号70番、申請内容は売買による所有権の移転です。
所在は瀬戸田町沢の全3筆、地目は畑及び雑種地、農振地域外、622㎡の転用計画です。
申請地は非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は第3種農地に該当いたします。
転用目的は駐車場14区画及び進入路が計画されています。

譲受人は現在東京在住ですが、将来的には移住することを検討されております。
この度、隣接する建物を取得し、別荘として利用しながら地域の空き家再生といった地域活性化事業の拠点としたいとの思いがあり、申請地を駐車場及び進入路として一体的に利用したいというものです。

なお、申請地は一部が既に進入路として利用されていることから、申請に際しては顛末書が添付されております。

この申請については、4月9日、植原委員、中田推進委員と事務局職員で、現地調査を行っております。

以上、全ての申請のうち、太陽光案件につきましては、隣接する農地所有者等に対し事前説明がなされており、事業に対する同意書が提出されております。

なお、一部には隣接所有者との接触が困難で未提出のものもありますが、太陽光事業が周辺地域と調和のとれた事業となるよう、申請人に対しては引き続き同意書の徴取に努めるよう指導中であり、今後も指導してまいります。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

補足説明・意見等のある方は挙手をしてください。

15番委員

向東の66番のキャンプ場の件で、写真を見ていただいたら分かるように、周辺に民家があります。それで、夜キャンプをしたらうるさくて、ご近所が大変でないかと思い、それを事務局の方に言いましたら、現在土地を所有されてる方が近くの地区の人たちに許可をとっている、ここにキャンプ場を作っていいか許可をもらっている、隣の家の人にも許可を頂いているということを知ったので、いいんじゃないですかと了解しました。

キャンプ場ということになると、誰が来るのかも分からないし、心配したので、所有者の方、受け人の方、地区の方にもちゃんと説明することを了解をとってくださいということ、ここに諮りました。

もう一件についても、入る道がすごく狭くて、軽四がぎりぎりいっぱいでしたが、それでも受け人の大阪の方も現地に見に来られて、軽四しか入らないのは分かっているけど所有したいんだということで、事務局の方に今回の稟議に挙げていただきました。以上が経緯です。

議 長

他にありませんか。

(補足説明、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号61番から70番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、議案第21号「非農地証明申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第21号 非農地証明申請について、ご説明いたします。

(議案第21号、申請番号17番及び19番を議案書をもとに説明)

申請番号17番、原田町小原の2筆、現況地目は宅地及び山林、面積は合わせて128㎡です。

利用状況は、前者については昭和48年に住宅を建築し、住宅敷地として利用され、現在に至っている状況です。後者については、昭和48年に住宅を建築した際には耕作を放棄し、現在は雑草や雑木等が繁茂し、山林化している状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、都市計画区域外です。

この申請の農地については、4月3日、金藤委員、行廣推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地及び山林に判定されました。

申請番号18番、向東町の1筆、現況地目は宅地、面積は138㎡です。

利用状況は、昭和40年に住宅を建築し、住宅敷地として利用され、現在に至っている状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。

申請番号19番、向東町の3筆、現況地目は山林、面積は合わせて743㎡です。

利用状況は、平成28年以前より耕作を放棄し、現在は雑草や雑木等が繁茂し、山林化している状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。

申請番号18番・19番の申請については、4月4日、中司睦枝委員、中司善章委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行い、申請番号18番は宅地、申請番号19番は山林に判定されました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

補足説明・意見等のある方は挙手をしてください。

(補足説明、質問、意見なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号17番から19番は原案のとおり、決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり決定することに決しました。

議長

次に、市からの意見聴取案件である審議事項（２）「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。

この説明のために農林水産課の職員が出席されていますので、農林水産課より説明を求めます。

農林水産課
職員

農用地利用集積等促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項によって、貴会の意見を求めます。

今回は 1 件 2 筆について意見を求めます。

番号 1～2 番、御調町公文字久保田と字塚之平の 2 筆、3, 490 m²についてです。

農地中間管理機構から転貸後は認定農業者の水稻の生産用地として使用されます。

権利の種類は賃貸借権で、存続期間は令和 12 年 4 月 30 日までです。

本日の農業委員会でのご審議を経まして、その後、農用地利用集積等促進計画の認可を広島県が判断することになります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ただいま、農林水産課より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

（質疑等なし）

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

農用地利用集積等促進計画（案）については、異議ない旨の意見決定をすることに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（挙手多数）

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり決定することに決しました。

農林水産課の方、ご苦労様でした。

議長

次に、審議事項（３）尾道市農業委員会「違反転用に係る対応方針」及び「農地法第 51 条の規定による処分又は命令を行う場合の判断基準」の策定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは「違反転用に係る対応方針」及び「農地法第 51 条の規定による処分又は命令を行う場合の判断基準」について、ご説明いたします。

これまで、本市の農業委員会におきまして、農地法第 51 条に定められております違反転用の対応について、対応の流れや判断基準を定めておりませんでしたので、本日の総会で対応方針及び判断基準についてお諮りしようというものでございます。

まず違反転用に係る対応方針についてです。

違反転用について、初期対応から行政指導、行政処分、行政代執行までの一連の流れに関する規定として作成しております。

行政手続法第 36 条において、行政指導をしようとするときはあらかじめ行政指導方針を定めることとされておりまして、このような方針を定める必要があると判断し、この度お諮りするものです。

違反転用を発見した場合の初期対応、口頭による是正指導、勧告、是正方針の決定、行政処分又は命令、最終的には行政代執行若しくは告発まですすめていくという、非常に重たい対応ということになります。

色々なケースが想定されますが、追認できる事案については許可申請を指導していくということを基本としています。追認許可できない事案については、原状回復を求めていくことにしかならないと思うので、そのことを是正指導のところ示しています。

最初口頭指導、手紙での指導を行い、改善されない場合は3番の勧告という流れになります。様式は5ページ目。勧告書については文書による行政指導ということになり、いついつまでに原状回復をしてくださいということを求める内容になっております。それに応じられない場合には、次のステップとして処分（命令）を行う方針ですという内容で作っています。

違反転用については、農地法第64条・67条の規定で、3年以下の懲役又は個人であれば300万円以下、法人にあっては1億円以下の罰金となっており、そのようなところも念のため付け加えております。

文書による勧告を行っても改善されない場合は、原状回復命令を行うということになりまして、様式は6・7ページです。6ページ目が処分書の様式で、許可したものを取り消したりする場合の処分、7ページの命令書については、無断転用されていて、原状回復を求めるような場合に使います。

6・7の行政処分に進みますと、相手方に不服があれば、不服申し立てができたり、それでも却下されたりすれば取消訴訟などの裁判までできることが明記されたものになるので、非常に重たいものになります。

広島県では過去20年近く、このような命令が発出されたことはありません。そのくらい非常に重たい行政処分になります。

判断基準を定めた上で、慎重に判断していかないといけないと考えております。

次に農地法第51条の規定による処分又は命令を行う場合の判断基準に関するものです。

ここに書いているのは、必要に応じて原状回復命令をすることができるとあり、しなければならぬというものではありません。行政の裁量でできるという法律になっているので、ある一定の判断基準を作ったうえで対応すること、個々の判断基準で行ってはいけないと読み取れます。

そのため、今回判断基準を作り、お諮りしているところです。

違反転用等の農地法違反があった場合に、農振農用地区域のような営農条件の整った農地については、なるべく積極的に処分・命令の適応を検討していくべきだろうと記載しております。

市街化区域などは市街化を促進する地域ですので、そういう地域が荒れていても、追認許可でいいのではないかと思います。農用地区域については原則農地として守っていかなければならない地域となりますので、その辺りを想定して記載しております。

①～⑦が判断基準ということで、県のガイドラインを参考にして記載しております。この中でどの程度あてはまってくるかということを経験的に判断して、決めていくことになるかと考えております。

2の法51条第3項の基準について、これは市の方で行政代執行をする場合の基準を定めております。実体のない会社、災害の関係で至急対応する場合に対象になるかと思えます。

3の共通の判断基準については（1）～（5）についても検討しての処分とする、このような形での判断基準を整理しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局により説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をしてください。

17番委員

この方針を作ることになった現状を説明していただければ、このことの審議について理解できるのではないかと思います。

事務局

農振農用地を一時転用を許可した事案があります。この1月で一時転用の期間が満了しましたが、それにも関わらず構造物が残置している状況があります。その事業者に対し、今後指導していくことも想定した上で、今回このような違反転用に對する対応方針や審査基準をお諮りしたものであります。

事業者に対して、改善が見られていないので、これは原状回復する意思がないと判断し、農業委員会の方も違反転用をどう指導していくかということで、今回このような形でお諮りさせていただいております。

7番委員

どこに問題があるのか、それに対する判断基準がないと指導できないということで今回判断基準を作るということですが、もう少し簡単に結構ですので、守秘義務もあるので教えていただけませんか。

- 1 7 番委員 自転車のサイクリングの方々にジュースを売ったりするということで、トラックの荷台、移動できるものでやりたいということでした。実質農振農用地なので、本来は固定の建物を建てたらいけないところなんですけど、ぜひ移動できるものでやらしてほしいということで、一番初めはそうでした。
- 事務局 期間限定のいわゆる一時転用なので、期間が過ぎれば退いてもらわないといけないが、なかなか立ち退かない。
- 事務局 3年の間に他の場所を探してくださいということで申請を受けていました。
- 7 番委員 当面動くつもりがないということでもあるので、そうなるとこちらでも内規を整理して対応していかなければならないということでお諮りしています。
- 事務局 細かいことがたくさん書いてある判断基準なので、今これを議論しろと言われても、本日分かったこともあるので、結論的には今日決めなければならないのか。
- 事務局 できれば今日、もう移転期限を過ぎてから3か月たっているのもう決めていきたいと考えています。
- 議 長 内容については、概ね県のガイドラインを基準にして作っています。
- 事務局 他の市町の事例はありますか？
- 事務局 広島県の事例は聞いていませんが、岡山県では命令までいっているものはあります。建物は残ったままで、行政代執行はできていません。
- 1 7 番委員 農振農用地であるまま放っておかれたら困る。実際営業はしていないのだが。
- 1 5 番委員 所有者の方はどう思われているのか。
- 1 7 番委員 賃料が入っているので、何ともない。
- 7 番委員 農業委員会の方で、市の方だったら顧問弁護士がいるが、弁護士にどのような方法が適切な方法なのか聞かれたのか、それなしに県のガイドラインにより農業委員会独自である程度対抗できるような裏付けを作ろうというものか。
- 事務局 そうです。
- 事務局 弁護士には現段階では相談をしていません。
- 7 番委員 今後、行政指導の勧告文書を送ったり、次の処分というのは法律で流れが決まっているので、これは弁護士がどう言おうが流れは決まっているので、その判断するものの内規を今日決めていこうとするものです。
- 事務局 緊急性は非常によく分かるのですが、具体的に今回の事象に対して、今回の判断基準をもって対抗できるということか、大丈夫なのか。
- 事務局 大丈夫です。
- 1 4 番委員 なんで居座るのか。
- 事務局 目的は判然とはしない。
- 議 長 違反転用に関する法律というものは決まっています、現在瀬戸田の方でそういう事案があって、そういう報告を受けて、議論をしているところですが、一時転用でスタートして、それが満了になった時に原状復帰しない、これは法律違反で、行政としてはダメですよと言えない。
- 議 長 農業委員会として、事務局として方針案が提案されて、共通の認識で法律に従いましょうという話ですから、これに対して、今の案件に対してここでどう議論するところではない。
- 1 6 番委員 この方針案について、この委員会として、するかしないかということになると思うのですが、どうでしょうか。
- 議 長 市でやってもらう、そっちの方向でやってもらう、それしかない。
- 議 長 事務局としても説得というか、無茶を言う方に対して、どういう理由でやるというのが難しいが、根本的な法律のところでの議論にはならないので、私からすれば、事務局案で農業委員会の裁決をしてやっていけばよいのではないかと思う。
- 1 4 番委員 今度、こういうことについて、途中確認するということやっていってはどうですか。
- 事務局 定期的には報告してもらうようになっているので、その中で把握していく。怪しいところは現地調査などで確認していきたい。
- 1 4 番委員 そういうところはきちんとしていきましょう。
- 事務局 きちんと整理していきます。

議 長	<p>それでは、農業委員による採決に入ります。 本件は、原案のとおり決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数ですので、本件は、原案のとおり決定することに決しました。</p>
議 長	<p>次に、報告事項に入ります。 報告第10号から第11号までを一括して審査を行います。 質疑のある方は挙手をしてください。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>質疑がないようなので、報告事項を終わります。</p> <p>以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。</p>
<p>議 長</p> <p>各委員</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>事務局</p> <p>議 長</p> <p>副会長</p>	<p>次に、各調査区での活動状況を報告していただきます。 報告事案等があれば挙手のうえ報告してください。</p> <p>(活動状況報告：省略)</p> <p>次に、事務局より、その他・連絡事項についての説明を求めます。</p> <p>(その他・連絡事項について説明)</p> <p>ただいまの事務局の説明について、農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。</p> <p>(質疑応答)</p> <p>それではこれもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。 閉会にあたり副会長があいさつをいたします。</p> <p>長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。 本日はご苦労様でした。</p>